

消 防 災 第 17 号
国 水 砂 第 76 号
令 和 2 年 2 月 6 日

各都道府県消防防災主管部長 殿
各都道府県砂防主管部長 殿

消 防 庁
国民保護・防災部 防災課長
(公 印 省 略)

国土交通省水管理・国土保全局
砂防部 砂防計画課長



土砂災害に対する防災訓練の実施について（依頼）

防災行政及び砂防行政の推進について、平素より御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年においても全国各地で土砂災害が発生し、その発生件数は昭和 57 年から集計を始めて以来 4 番目に大きな数となりました。特に、台風第 19 号による豪雨災害では、土砂災害による死者・行方不明者が 19 名にのぼるなど甚大な被害が発生しました。

一方で、近年土砂災害が発生した地域において、住民や家族の呼びかけにより避難し人的被害を免れた事例や、日頃から避難訓練を実施していた要配慮者利用施設において人的被害を免れた事例など、家族・地域のつながりや平時からの訓練が効果的に働いた事例の報告を頂いています。

これらを踏まえ、昨年より「避難の声かけ、安全の確認」をキーワードに、地域が声をかけあう実効性のある避難訓練の実施を促進しているところです。

貴職におかれましても、6 月の土砂災害防止月間を中心に、声をかけあう避難訓練の実施やその状況把握について管内市町村に呼びかけるとともに、貴都道府県としても、防災部局と砂防部局が一体となり関係機関と連携して防災訓練を実施するようお願いいたします。

国土交通省の調査によると、管内に土砂災害警戒区域が存する市町村のうち、土砂災害を対象とした避難訓練を令和元年に実施していない市町村は約 2 割に及んでおります。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下、「土砂災害防止法」という。）第 3 条に基づく土砂災害防止対策基本指針（平成 29 年 8 月 10 日国土交通省告示第 752 号）四 1 において、避難訓練を毎年 1 回以上実施すること、市町村は関係行政機関と連携し実践的な避難訓練を実施すること、土砂災害警戒区域の住民等が主体となって実施するように促すとともに支援することなどを求めています。以上を踏まえて、令和 2 年度の避難訓練は、土砂災害警戒区域が存する市町村においては、土砂災害警戒区域内の住民等を対象に少なくとも年 1 回確実に実施していただくよう特段のご配慮をお願いいたします。

なお、令和元年度から、市町村の防災訓練の実施に要する経費については、地方交付税措置が拡充されております。

また、平成 29 年 6 月 19 日の土砂災害防止法の改正により、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務づけられたことを踏まえ、要配慮者利用施設と連携した訓練の実施についてもご配慮いただきますようお願いいたします。